

四半期報告書

(第115期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

曙ブレーキ工業株式会社

(E02161)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
第3 設備の状況	14
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	21
(7) 議決権の状況	22
2 株価の推移	23
3 役員の状況	23
第5 経理の状況	24
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	25
(2) 四半期連結損益計算書	27
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	28
2 その他	37
第二部 提出会社の保証会社等の情報	38

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月6日

【四半期会計期間】 第115期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 信元久隆

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 CFO 荻野好正

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 048(560)1501

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡田拓信

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第114期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第115期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第114期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高(百万円)	27,353	56,435	130,604
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,260	4,204	2,670
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失(△)(百万円)	△593	2,427	2,061
純資産額(百万円)	33,550	51,474	49,086
総資産額(百万円)	159,883	181,990	164,120
1株当たり純資産額(円)	266.69	344.30	330.76
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△)(円)	△5.53	18.33	17.80
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	—	18.26	17.76
自己資本比率(%)	17.9	25.1	26.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	224	1,736	3,187
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△4,300	△1,596	△13,374
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,619	1,778	△32
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	30,234	23,503	21,552
従業員数(名)	6,377	7,214	6,984

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第114期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、「日本」セグメントにおいて、当社はアケボノテック株式会社及び株式会社曙マネジメントサービスを簡易吸収合併しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であったアケボノテック株式会社及び株式会社曙マネジメントサービスは、当社と簡易吸収合併したため、子会社ではなくなりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	7,214	(954)
---------	-------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	1,030	(48)
---------	-------	------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人数であります。
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同四半期比（％）
日本	21,748	—
北米	26,331	—
欧州	748	—
中国	1,172	—
タイ	790	—
インドネシア	3,135	—
合計	53,923	—

(注) 1 金額は、販売価格によるものであります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同四半期比（％）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（％）
日本	22,630	—	7,863	—
北米	36,181	—	9,535	—
欧州	785	—	254	—
中国	1,151	—	422	—
タイ	760	—	231	—
インドネシア	3,386	—	1,258	—
合計	64,893	—	19,563	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同四半期比（％）
日本	22,039	—
北米	28,568	—
欧州	768	—
中国	1,158	—
タイ	764	—
インドネシア	3,137	—
合計	56,435	—

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の取引については相殺消去しております。

3 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高（百万円）	割合（％）	販売高（百万円）	割合（％）
日産自動車㈱	4,378	16.0	—	—
General Motors Corporation	—	—	13,970	24.8

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年7月13日開催の取締役会において、当社産業機械・鉄道事業の営業に関する権利義務を連結子会社である曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社に承継させる会社分割（簡易吸収分割）を行うことを決議するとともに、曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社の取締役会において、伊藤忠商事株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

(1) 業績の状況

当第1四半期の我が国経済は、輸出や生産の増加を背景に一部で企業業績や設備投資に緩やかな回復が見られたものの、個人消費の低迷や失業率の高さ、為替の円高傾向、株価の低迷など依然として自立的回復力は乏しく厳しい状況が続いております。一方、海外では、中国を中心としたアジアが好調を維持し、米国でも緩やかに景気が回復しつつありますが、欧州での財政不安の影響もあり世界経済全体では景気回復は弱いものとなりました。

自動車業界においては、中国の自動車販売台数が引き続き好調であり、また日本及び北米においては順調に生産台数が回復してきております。しかしながら、日本においては政府の需要喚起策が本年9月末で終了の予定となっており、下半期以降市場の先行きが不透明な状況となっております。また、欧州についても依然として市場の回復には至っておらず厳しい状況となっております。

この様な状況のもと、当社グループの受注は各地域において増加していることに加え、昨年12月末にロバートボッシュL.L.C.より譲受けた米国の2工場の増加により、第1四半期連結会計期間における売上高は564億円（前年同期比106.3%増）と大幅な増収となりました。増産効果や前年度行ったコスト構造改革の効果などもあり営業利益は44億円（前年同期は営業損失8億円）、経常利益は42億円（前年同期は経常損失13億円）、四半期純利益は24億円（前年同期は四半期純損失6億円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

①日本

エコカー減税等による政府の需要喚起策や輸出の増加により、売上高は240億円（前年同期比34.4%増）となりました。また、前年度に行った国内工場の再編などのコスト構造改革の効果が奏功し営業利益は29億円（前年同期は営業損失2億円）となりました。

②北米

前年度下半期から自動車販売台数は緩やかな回復基調にあり当第1四半期においても受注は増加傾向にあります。ケンタッキー州のエリザベスタウン工場、グラスゴー工場の既存2工場での受注増加に加え、昨年12月末にロバートボッシュL.L.C.より譲受けた2工場の増加により売上高は286億円（前年同期比293.3%増）と大幅な増収となりました。利益面では、増産効果及び前年度末に計上した「在外子会社の事業譲受に係る特定勘定」(*)を11億円取崩したことにより営業利益は7億円（前年同期は営業損失7億円）となりました。

(*)前年度末にロバートボッシュL.L.C.より譲受けた事業について、事業譲受時に取得の対価の算定に反映されたLoss Contractを米国会計基準に基づいて認識し、連結貸借対照表において「在外子会社の事業譲受に係る特定勘定」として固定負債に計上したものであります。

③欧州

売上高は10億円（前年同期比13.2%増）となりましたが、損失をカバーするほどの受注には至っておらず営業損失は0.2億円（前年同期は営業損失0.3億円）となりました。

④中国

前年度から引き続き日系自動車メーカーからの受注が好調に推移し、売上高は12億円（前年同期比113.6%増）、営業利益は2億円（前年同期比2億円の増加）となりました。

⑤タイ

受注が好調に推移し売上高は8億円（前年同期比63.2%増）、営業利益は1億円（前年同期は営業損失0.2億円）となりました。

⑥インドネシア

前年度から引き続き二輪車及び四輪車メーカーからの受注が好調に推移し売上高は34億円（前年同期比67.6%増）、営業利益は6億円（前年同期比236.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産は1,820億円と前連結会計年度末比179億円の増加となりました。

流動資産は931億円と前連結会計年度末比199億円の増加となり、固定資産は889億円と前連結会計年度末比21億円の減少となりました。

主な要因は、北米での事業譲受けによる売上高の増加に伴い受取手形及び売掛金が186億円増加した一方で、業績回復による繰越欠損金の解消により長期の繰延税金資産が15億円減少したことあります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債は1,305億円と前連結会計年度末比155億円の増加となりました。

流動負債は561億円と前連結会計年度末比178億円の増加となり、固定負債は744億円と前連結会計年度末比24億円の減少となりました。

主な要因は、北米での事業譲受けによる事業規模の拡大に伴い、支払手形及び買掛金が139億円増加、短期借入金が33億円増加した一方で、在外子会社の事業譲受に係る特定勘定が11億円減少したことであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は515億円と前連結会計年度末比24億円の増加となりました。主な要因は、利益剰余金の増加18億円及び少数株主持分の増加5億円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は235億円（前連結会計年度末比20億円の増加）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、17億円の収入（前年同期比15億円の収入増加）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益42億円、減価償却費25億円、北米での事業譲受けによる事業規模の拡大に伴う売上債権の増加額181億円及び仕入債務の増加額135億円によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、16億円の支出（前年同期比27億円の支出減少）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出17億円、事業譲受による支出4億円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、18億円の収入（前年同期比8億円の収入減少）となりました。主な要因は、短期借入金の純増額31億円によるものです。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は252百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は2,473百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様のご判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もともと、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けていきます』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバル体制の確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を行ってまいりました。

平成20年3月19日に公表した3ヵ年中期経営計画「akebono New Frontier 30」では、「将来に向けた技術の差別化」「革命的な原価低減」「アジアを含めたグローバル化の加速」の3本柱で業績の拡大と企業価値の向上を目指すとしておりました。この中で平成22年度（平成23年3月期）に実現すべき定量目標なども掲げておりましたが、平成20年9月の金融危機以降の世界規模での不況の状況下これらの目標を改定する必要が出てまいりましたので、新たに平成22年4月1日をスタートとして平成24年度（平成25年3月期）にわたる3ヵ年新中期経営計画「akebono New Frontier 30 ローリングプラン2010」を策定いたしました。その概要は下記の通りです。

基本的な会社が目指す方向は「長期的に世界の30%程度の自動車用ブレーキパッドのシェアを目指す」という従来の経営計画での目標と変わっておりませんが、ここ2年にわたる自動車産業を取り巻く激変する経営環境に対応して諸政策の変更をいたしております。

従来からの3本柱として下記を継続的な課題として業績の拡大を目指します。

<将来に向けた技術の差別化>

将来のブレーキ市場で「コスト面での圧倒的な強さ」「環境面で他社が追従できないような技術」「高性能車に装着される製品」「コンパクト市場でも大きなシェアを取るための技術」などを技術の大きな方向として設定していきます。

<革命的な原価低減>

平成21年度（平成22年3月期）に大きく前進のあった固定費の削減をベースとして、筋肉質なコスト構造を引き続き目指します。

<アジアを含めたグローバル化の加速>

平成20年度から平成22年度の3ヵ年計画であった「akebono New Frontier 30」で一定の成果を挙げつつあるアジア事業の拡充による当社の生産体制のグローバル化を加速させていきます。具体的には、日・米・欧・アジアそれぞれの地域での大きなプレゼンスを持つことを喫緊の課題と認識して諸施策を実行します。当面は、昨年ドイツのBOSCH社から譲渡を受けた北米事業の「新築」及び、アジア事業の基盤をさらに強化することに注力いたします。

具体的には、当年度において

1. 再び、「自工程完結」による可動率向上20%
2. 北米事業の「新築」
3. アジア事業基盤強化

を方針として掲げております。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

III 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、Ⅲに記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。
なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、(iv) 当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様様の意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)乃至(iv)の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

- ①当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ②株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。
- ③当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。
- ④株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ⑤大量買付者は、株主意思確認総会終了時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。（なお、大量買付者が株主意思確認総会終了時までには当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）
- ⑥当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（注）新株予約権概要に

記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2(4)に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

平成22年6月18日開催の当社第109回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたこととともない、本プランの有効期限は、平成23年6月30日までに開催される第110回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第110回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第110回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意識確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意識確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決定するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様が株主意識確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注) 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,992,343	135,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	135,992,343	135,992,343	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成17年2月3日発行）

株主総会の特別決議日（平成16年6月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	449
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	449,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	545,000(1株当たり545円)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 545 資本組入額 273
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとし、新株予約権発行時において当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。その他細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権申込証兼新株予約権割当契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続は認めません。新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回(B)新株予約権（平成18年7月3日発行）

株主総会の特別決議日（平成18年6月20日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	595
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成23年7月4日～平成28年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとし、その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第4回(A)新株予約権（平成19年7月2日発行）
株主総会の特別決議日（平成19年6月21日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	142
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成21年7月3日～平成23年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第4回(B)新株予約権（平成19年7月2日発行）
株主総会の特別決議日（平成19年6月21日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	769
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年7月3日～平成29年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回(A)新株予約権（平成20年6月20日発行）
株主総会の特別決議日（平成20年6月19日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	458
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回(B)新株予約権（平成20年6月20日発行）
株主総会の特別決議日（平成20年6月19日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	585
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りでない。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第6回(A)新株予約権（平成22年6月21日発行）
株主総会の特別決議日（平成22年6月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	797
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第6回(B)新株予約権（平成22年6月21日発行）
株主総会の特別決議日（平成22年6月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月22日～平成52年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りでない。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	135,992	—	19,939	—	9,793

(6) 【大株主の状況】

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	15,495	11.39
ロバート ボッシュ エルエルシー (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	2800 South 25th Avenue, Broadview, IL 60155-4594 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	12,597	9.26
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	10,553	7.75
ドイチェ バンク アーゲー フランクフルト ドメスティック カストディー サービスーズ (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	Alfred-Herrhausen-Allee 16-2465760 Eschborn Germany (東京都中央区月島4-16-13)	5,900	4.33
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6-26-1	5,748	4.22
ビービーエイチ ポストン メツラー インベ ストメント ゲーエムバーハー フランクフル ト (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	Grosse Gallusstrasse 18 D-60311 Frankfurt, Germany 0328 (東京都千代田区丸の内2-7-1)	5,261	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,562	3.35
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	3,915	2.87
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2-1	3,133	2.30
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	2,569	1.88
計	—	69,736	51.27

(注) 1 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が3,521千株あります(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.58%)。

- 2 ロバート ボッシュ エル・エル・シー及びその共同保有者(プルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムバーハー)から平成19年3月29日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成19年1月3日現在で18,497,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

ロバート ボッシュ エル・エル・シー 15,297,000株
プルフゼントラム ボックスベルグ ゲーエムバーハー 3,200,000株

- 3 株式会社みずほコーポレート銀行及びその共同保有者(みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社)から平成22年4月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、平成22年3月31日現在で9,210,454株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行 3,915,754株
みずほ信託銀行株式会社 5,082,900株
みずほ投信投資顧問株式会社 211,800株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,521,000	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,352,500	1,323,515	同上
単元未満株式	普通株式 118,843	—	—
発行済株式総数	135,992,343	—	—
総株主の議決権	—	1,323,515	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質所有していない株式1,000株(議決権10個)は、株式数の欄には含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式68株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋 小網町19-5	3,521,000	—	3,521,000	2.58
計	—	3,521,000	—	3,521,000	2.58

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	519	505	475
最低(円)	463	409	397

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

(1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	専務執行役員 渉外・広報管掌 コンプライアンス担当 内部監査担当	取締役	専務執行役員 渉外・広報管掌	西垣 順充	平成22年7月1日
取締役	専務執行役員 営業管掌 北米事業担当	取締役	専務執行役員 営業管掌	斉藤 剛	平成22年7月1日

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,707	16,754
受取手形及び売掛金	45,198	26,624
有価証券	8,300	10,800
商品及び製品	2,819	4,699
仕掛品	1,717	1,587
原材料及び貯蔵品	7,340	6,077
繰延税金資産	2,456	1,983
その他	4,571	4,642
貸倒引当金	△19	△22
流動資産合計	93,088	73,144
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	44,885	44,715
減価償却累計額	△26,954	△26,635
建物及び構築物（純額）	17,931	※2 18,080
機械装置及び運搬具	120,977	118,469
減価償却累計額	△91,604	△90,296
機械装置及び運搬具（純額）	29,374	28,173
土地	21,505	※2 21,498
建設仮勘定	2,692	4,478
その他	18,765	18,509
減価償却累計額	△17,330	△17,133
その他（純額）	1,435	1,376
有形固定資産合計	72,936	73,605
無形固定資産		
のれん	142	205
その他	1,087	1,110
無形固定資産合計	1,228	1,315
投資その他の資産		
投資有価証券	9,438	9,199
繰延税金資産	4,680	6,150
その他	718	804
貸倒引当金	△99	△98
投資その他の資産合計	14,738	16,055
固定資産合計	88,902	90,976
資産合計	181,990	164,120

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,414	16,553
短期借入金	10,056	6,742
1年内償還予定の社債	100	100
1年内返済予定の長期借入金	4,619	4,568
未払法人税等	625	560
賞与引当金	3,233	1,877
事業構造改善引当金	410	410
設備関係支払手形	210	233
その他	6,482	7,270
流動負債合計	56,148	38,313
固定負債		
長期借入金	55,005	55,610
退職給付引当金	5,543	5,908
役員退職慰労引当金	30	165
繰延税金負債	813	909
再評価に係る繰延税金負債	4,268	4,268
在外子会社の事業譲受に係る特定勘定	6,545	7,615
その他	2,165	2,246
固定負債合計	74,369	76,721
負債合計	130,516	115,034
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,939	19,939
資本剰余金	14,242	14,248
利益剰余金	10,426	8,661
自己株式	△2,370	△2,404
株主資本合計	42,237	40,445
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	917	771
土地再評価差額金	5,882	5,882
為替換算調整勘定	△3,433	△3,303
評価・換算差額等合計	3,367	3,349
新株予約権	309	234
少数株主持分	5,562	5,058
純資産合計	51,474	49,086
負債純資産合計	181,990	164,120

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	27,353	56,435
売上原価	24,421	47,764
売上総利益	2,932	8,672
販売費及び一般管理費	* 3,740	* 4,275
営業利益又は営業損失(△)	△807	4,397
営業外収益		
受取利息	8	19
受取配当金	48	65
為替差益	—	178
その他	86	61
営業外収益合計	142	323
営業外費用		
支払利息	358	336
持分法による投資損失	3	5
その他	233	174
営業外費用合計	594	516
経常利益又は経常損失(△)	△1,260	4,204
特別利益		
固定資産売却益	1	2
補助金収入	20	17
特別利益合計	21	19
特別損失		
固定資産除売却損	10	3
特別損失合計	10	3
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,248	4,221
法人税、住民税及び事業税	△160	636
法人税等調整額	△353	769
法人税等合計	△513	1,405
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,816
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△142	390
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△593	2,427

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,248	4,221
減価償却費	2,497	2,459
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△10	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	—	△379
受取利息及び受取配当金	△56	△85
支払利息	358	336
持分法による投資損益(△は益)	3	5
固定資産除売却損益(△は益)	9	0
売上債権の増減額(△は増加)	△718	△18,108
たな卸資産の増減額(△は増加)	119	555
仕入債務の増減額(△は減少)	△977	13,466
その他	617	△411
小計	594	2,062
利息及び配当金の受取額	56	85
利息の支払額	△278	△241
法人税等の支払額	△147	△169
営業活動によるキャッシュ・フロー	224	1,736
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△1,000
有価証券の償還による収入	—	2,000
定期預金の預入による支出	△2,495	△2,502
定期預金の払戻による収入	—	2,000
有形固定資産の取得による支出	△1,811	△1,733
有形固定資産の売却による収入	15	23
投資有価証券の取得による支出	△4	△4
事業譲受による支出	—	△405
その他	△6	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,300	△1,596
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△2,571	3,113
短期社債の純増減額(△は減少)	11	—
長期借入れによる収入	5,856	—
長期借入金の返済による支出	△643	△667
配当金の支払額	△1	△662
自己株式の純増減額(△は増加)	△1	△0
その他	△33	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,619	1,778
現金及び現金同等物に係る換算差額	66	33
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,391	1,951
現金及び現金同等物の期首残高	31,625	21,552
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 30,234	※ 23,503

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、アケボノテック株式会社及び株式会社曙マネジメントサービスは、当社と簡易吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 31社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。なお、この変更が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。なお、この変更が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「退職給付引当金の増減額(△は減少)」は重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「退職給付引当金の増減額(△は減少)」は△276百万円であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)														
<p>1 偶発債務</p> <p>(1) 保証債務</p> <p>連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">協同組合ウィングバレイ</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> </table> <p>なお、協同組合ウィングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額380百万円のうちの当社グループ負担額であります。</p>	協同組合ウィングバレイ	48百万円	合計	48百万円	<p>1 偶発債務</p> <p>(1) 保証債務</p> <p>連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">協同組合ウィングバレイ</td> <td style="text-align: right;">121百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">121百万円</td> </tr> </table> <p>なお、協同組合ウィングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額391百万円のうちの当社グループ負担額であります。</p> <p>※2 担保資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1,212百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">702百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,914百万円</td> </tr> </table>	協同組合ウィングバレイ	121百万円	合計	121百万円	建物及び構築物	1,212百万円	土地	702百万円	合計	1,914百万円
協同組合ウィングバレイ	48百万円														
合計	48百万円														
協同組合ウィングバレイ	121百万円														
合計	121百万円														
建物及び構築物	1,212百万円														
土地	702百万円														
合計	1,914百万円														

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)												
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給料</td> <td style="text-align: right;">1,078百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">181百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">187百万円</td> </tr> </table>	従業員給料	1,078百万円	従業員賞与引当金繰入額	181百万円	退職給付費用	187百万円	<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給料</td> <td style="text-align: right;">1,188百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">317百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">159百万円</td> </tr> </table>	従業員給料	1,188百万円	従業員賞与引当金繰入額	317百万円	退職給付費用	159百万円
従業員給料	1,078百万円												
従業員賞与引当金繰入額	181百万円												
退職給付費用	187百万円												
従業員給料	1,188百万円												
従業員賞与引当金繰入額	317百万円												
退職給付費用	159百万円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">25,729百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">7,000百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△2,495百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">30,234百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	25,729百万円	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	7,000百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,495百万円	現金及び現金同等物	30,234百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">20,707百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">8,300百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">△5,504百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">23,503百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	20,707百万円	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	8,300百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金	△5,504百万円	現金及び現金同等物	23,503百万円
現金及び預金勘定	25,729百万円																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	7,000百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,495百万円																
現金及び現金同等物	30,234百万円																
現金及び預金勘定	20,707百万円																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	8,300百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金	△5,504百万円																
現金及び現金同等物	23,503百万円																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 135,992千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,539千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 309百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月18日 定時株主総会	普通株式	662	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、プレーキ製品関連事業のみの単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	16,761	7,150	588	2,854	27,353	—	27,353
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,086	135	299	30	1,550	(1,550)	—
計	17,847	7,284	888	2,884	28,903	(1,550)	27,353
営業利益又は営業損失(△)	△243	△735	△26	150	△853	46	△807

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国

北米…米国 欧州…仏国・英国 アジア…中国・インドネシア・タイ

3 「消去又は全社」に含めた金額及び主な内容は、セグメント間取引の消去であり配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の 地域	計
I 海外売上高(百万円)	6,996	605	3,057	176	10,834
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	27,353
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	25.6	2.2	11.2	0.6	39.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米………米国、カナダ

(2) 欧州………ドイツ、仏国

(3) アジア………インドネシア、台湾、中国、タイ

(4) その他の地域…南米

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(海外売上高区分の方法の変更)

海外売上高区分の方法について、従来、「北米」、「欧州」及び「その他の地域」の3区分としておりましたが、アジア地域での今後の事業展開の重要性に鑑み、当第1四半期連結会計期間より海外売上高区分を「北米」、「欧州」及び「その他の地域」と新たに「アジア」を加えた4区分とすることに致しました。

なお、前第1四半期連結累計期間の海外売上高を当第1四半期連結累計期間において用いた海外売上高区分の方法によると次のとおりであります。

	北米	欧州	アジア	その他の 地域	計
I 海外売上高(百万円)	13,980	977	3,985	342	19,283
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	43,568
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	32.1	2.2	9.1	0.8	44.3

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、主にブレーキ製品を生産・販売しており、各地域の現地法人が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、「日本」、「北米」、「欧州」、「中国」、「タイ」、「インドネシア」の6つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への売上高	22,039	28,568	768	1,158	764	3,137	56,435	—	56,435
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,942	79	236	4	36	270	2,568	△2,568	—
計	23,981	28,647	1,004	1,162	800	3,408	59,003	△2,568	56,435
セグメント利益又は 損失(△)	2,862	677	△19	180	108	577	4,385	12	4,397

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 3百万円
販売費及び一般管理費 100百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び役付執行役員 12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	中期新株予約権 普通株式 79,700株 長期新株予約権 普通株式 167,500株
付与日	平成22年6月21日
権利確定条件	なし
対象勤務期間	付与日と権利確定日は同一日であります
権利行使期間	中期新株予約権 平成24年6月22日～平成26年6月21日 長期新株予約権 平成22年6月22日～平成52年6月21日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	中期新株予約権 431 長期新株予約権 408

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 344円30銭	1株当たり純資産額 330円76銭

2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失 5円53銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 18円33銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 18円26銭

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△593	2,427
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△593	2,427
期中平均株式数(千株)	107,347	132,420
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	503

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(会社分割(簡易吸収分割)による連結子会社への事業承継と当該連結子会社に係わる第三者割当増資)

当社は、平成22年7月13日開催の取締役会において、当社産業機械・鉄道事業の営業に関する権利義務を連結子会社である曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社(以下、「曙産鉄販売」という)に承継させる会社分割(簡易吸収分割)を行うことを決議するとともに、曙産鉄販売の取締役会において、伊藤忠商事株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議いたしました。

①会社分割及び第三者割当増資の目的

当社の産業機械及び鉄道営業部門を、連結子会社である曙産鉄販売に吸収分割することにより、産業機械及び鉄道事業の営業部門を一体化し、業務をより一層効率化・合理化・強化するため、また、曙産鉄販売における伊藤忠商事株式会社とのアライアンスの一環として、第三者割当増資により、今後のグローバル戦略を構築するための財務基盤を強化するためであります。

②会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割契約承認取締役会 平成22年7月13日(当社及び曙産鉄販売)

分割契約書調印 平成22年7月13日

分割契約承認株主総会 平成22年8月4日(曙産鉄販売)

分割期日 平成22年9月1日

(注) 会社法784条3項の規定(簡易吸収分割)に基づき、当社の株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、曙産鉄販売を承継会社とする簡易吸収分割です。

③会社分割に係る承継会社の名称、資産・負債及び純資産の額

(1) 名称 曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社

(2) 資産・負債及び純資産の額(平成22年3月31日現在)

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	575百万円	流動負債	319百万円
固定資産	0百万円	純資産	256百万円
資産合計	576百万円	負債及び純資産合計	576百万円

④分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

産業機械、鉄道車両用ブレーキの企画・販売

(2) 分割する部門の経営成績

平成22年3月期売上高 7,375百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	2,029百万円	流動負債	685百万円
資産合計	2,029百万円	負債合計	685百万円

(注) 分割する資産及び負債の金額は平成22年3月31日現在の貸借対照表に基づき算出した概算額であり、また分割期日まで変動することから、実際に分割する資産及び負債の金額とは異なります。

⑤第三者割当増資の概要

(1) 新株発行数 26,000株

(2) 発行価額 1株につき50,000円

(3) 発行総額 1,300百万円

(4) 増資後持分比率 当社 66.0%

伊藤忠商事株式会社 31.1%

伊藤忠オートモービル株式会社 2.9%

(5) 払込期日 平成22年9月1日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原 元章	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 5 日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原 元章	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【会社名】	曙ブレーキ工業株式会社
【英訳名】	AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 信元久隆
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 CFO 荻野好正
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町19番5号
【縦覧に供する場所】	曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) (埼玉県羽生市東5丁目4番71号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長信元久隆及び当社代表取締役副社長・最高財務責任者荻野好正は、当社の第115期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。